

通所リハビリテーションのご案内 【重要事項説明書】

(令和6年6月 現在)

当院は、ご契約者に対して通所リハビリテーションサービスを提供します。当院の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 名称及び所在地 等

施設名	河村病院
所在地	岐阜県岐阜市芥見大般若1丁目84番地
電話番号	058-241-3311 (FAX 058-241-3066)
施設長名	中島 弘幸 (院長)
開設年月日	昭和59年 1月
介護保険指定番号	第2110106230号

2. 事業の目的

当院の通所リハビリテーションは、要介護状態、要支援状態と認定された利用者（以下：利用者）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適切な通所リハビリテーション計画に基づいて実施し、利用者の心身機能の維持または向上、生活機能の維持または向上を目指すことを目的とします。

3. 運営方針

当院では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法や作業療法、言語療法、またその他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持または向上を図ります。利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努め、日常生活機能の維持または向上を目指すよう努めます。

4. 営業日 等

営業日	毎週月曜日から金曜日 (土曜日、日曜日、祝日、盆、年末年始を除く)
営業時間	9時00分 ~ 17時00分
サービス提供時間	14時00分 ~ 15時30分

5. 利用定員

指定通所リハビリテーション	20名
指定予防通所リハビリテーション	3名

6. 通常事業の実施区域

当院通所リハビリテーションの通常の送迎実施区域は、岐阜市、各務原市、関市、美濃市、山県市、羽島郡の一部とします。ただし、当院より10kmを超える場合は、超えた地点より2kmごとに210円の加算となります。

7. 職員体制（指定基準を遵守）

職種	人数
管理者	常勤 1名（兼務）
医師	常勤 1名以上（兼務）
介護職員	常勤 1名以上（兼務）
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	常勤 2名以上（兼務）
運転士	常勤 1名以上（兼務）

8. サービスの概要

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 医学的管理
- ③ 介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 相談援助サービス
- ⑥ その他

<サービスのご利用にあたりまして>

当事業所では以下のサービスは取り扱いいたしません。サービスの実施において、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

- ① 利用者の現金をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ② 利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ② 利用者の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございませんのでご了承ください。

利用者及びそのご家族の個人情報の取り扱いについては、守秘義務を遵守し細心の注意を払います。

9. 介護保険対象のサービス利用料金

<要介護 利用者>

(1単位は10.33円となります)

要介護1	:	369	単位 / 回
要介護2	:	398	単位 / 回
要介護3	:	429	単位 / 回
要介護4	:	458	単位 / 回
要介護5	:	491	単位 / 回
+ 理学療法士等体制強化加算	:	30	単位 / 回

リハビリテーションマネジメント加算 イ

同意日の属する月から6ヶ月以内	560	単位 / 月
同意日の属する月から6ヶ月以降	240	単位 / 月

リハビリテーションマネジメント加算 ロ

同意日の属する月から6ヶ月以内	593	単位 / 月
同意日の属する月から6ヶ月以降	273	単位 / 月

リハビリテーションマネジメント加算 ハ

同意日の属する月から6ヶ月以内	793	単位 / 月
同意日の属する月から6ヶ月以降	473	単位 / 月

+ 事業所の医師が利用者等に説明し、同意を得た場合、270単位を加算

<要支援 利用者>

要支援1	:	2,268	単位 / 月
要支援2	:	4,228	単位 / 月

※ 退院・退所日または新たに要介護認定を受けた日から3ヶ月以内の利用者

短期集中個別リハビリテーション実施加算 : 110単位 / 回

※ 送迎を利用されない利用者 : 片道47単位の減算

※ 毎月の利用総単位数に下記加算を乗じて算定

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) : 8.3%

※ 利用料は各利用者の負担割合に応じた額(1割、2割または3割)の支払い

10. 利用料金の支払い方法

前記した介護保険対象のサービス利用料金は、毎月15日に前月分の請求書を発行します。その月の月末までにお支払いください。お支払いいただけましたら領収書を発行します。

支払方法は、原則として現金払い(受付窓口での支払い)となります。銀行振込での支払いを希望される方は、職員までお申し付けください。

1 1. 利用の中止・変更・追加

利用予定日の利用前であれば、利用者（契約者）の都合による通所リハビリテーションの中止・変更、またはサービスの追加をすることができます。利用予定日の前日までに連絡または申し出がなく、当日になって利用の中止を申し出された場合、料金の全額または一部を請求する場合があります。ただし、利用者（契約者）の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

1 2. 記録の閲覧

利用者に対するサービス提供についての記録は、いつでも閲覧することができるため、希望される方は、職員までお申し付けください。

1 3. 事故発生時の対応

当事業所の利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者のご家族等に連絡するとともに、各市町村の役所または役場へ連絡し、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発を防ぐための対策を実施します。発生した事故により賠償すべき事態となった場合は、速やかに損害の賠償を行います。

1 4. 非常災害対策・防災設備

- 防災設備 : スプリンクラー、非常階段、自動火災報知器、避難誘導灯、防火扉、シャッター
消火栓、非常用電源、防火性能のあるカーテン・布団 等
- 防災訓練 : 年2回以上実施（消防関係者の協力も得る）

1 5. 感染症対策

感染症の予防及び蔓延を防止するために必要な措置を行います。発生時の対応について訓練等を行い、迅速に行動できるよう努めます。利用者には、必要に応じ体温測定や体調等の記録をお願いします。

1 6. 虐待防止のための取り組み

利用者の人権擁護及び虐待防止のための必要な措置を行います。また、職員に対し、研修等にて周知させるよう努めます。

1 7. ハラスメントに関して

当事業所でのサービスの提供時は、職員への暴言・暴力、ハラスメント等の行為は控えていただくようお願いいたします。状況により、サービスの中断及び契約解除となる場合もあります。

18. 要望及び苦情等の相談

当事業所は利用者及びそのご家族からの要望及び苦情等の申し出に対して、速やかに対応策を検討し、必要に応じて申し出された方に対して説明をいたします。

① サービスの利用にかかわる要望や苦情、相談等の受付窓口は以下の通りです。

電話番号	058-241-3311 (FAX 058-241-3066)
受付日	毎週月曜日から金曜日 (土曜日、日曜日、祝日は不在の場合あり)
受付時間	9時00分～17時00分
受付者	リハビリテーション部 上田 哲也 本谷 郁雄

② その他、以下の市町村等の苦情相談窓口にも相談することもできます。

1. 岐阜市在住の方

電話番号	058-265-4141 (FAX 058-267-6015)
営業日	毎週月曜日から金曜日 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
受付時間	9時00分～17時00分
担当部署	介護保険課

2. 岐阜市以外に在住の方

各市町村の介護保険担当課

3. 岐阜県国民健康保険団体連合会の相談・苦情受付窓口

電話番号	058-275-9826 (FAX 058-275-7635)
営業日	毎週月曜日から金曜日 (土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
受付時間	9時00分～17時00分
担当部署	介護・障害課苦情相談係

19. 提供するサービスの第三者評価の実施状況等

第三者による評価の実施状況 : なし

附 則

この規定は、平成21年 6月1日より施行する。

この規定は、平成24年 4月1日より施行する。

この規定は、平成24年11月1日より施行する。

この規定は、平成25年 4月1日より施行する。

この規定は、平成26年 4月1日より施行する。

この規定は、平成27年 4月1日より施行する。

この規定は、平成27年 5月1日より施行する。

この規定は、平成27年 8月1日より施行する。

この規定は、平成28年 4月1日より施行する。

この規定は、平成29年 4月1日より施行する。

この規定は、平成30年 4月1日より施行する。

この規定は、平成30年 8月1日より施行する。

この規定は、平成30年 9月1日より施行する。

この規定は、令和 元年10月1日より施行する。

この規定は、令和 2年 1月4日より施行する。

この規定は、令和 2年 4月1日より施行する。

この規定は、令和 3年 4月1日より施行する。

この規定は、令和 3年10月1日より施行する。

この規定は、令和 4年10月1日より施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日より施行する。

この規定は、令和 6年 6月1日より施行する。